

~~~~~

## 「協会の外務員の登録等に関する規則」（公正慣 習規則第15号）等の一部改正について

~~~~~ 日証協・平15. 3. 19 ~~~~~

本協会は、3月19日の理事会において、「協会の外務員の登録等に関する規則」（公正慣習規則第15号）等の一部を改正し、4月1日付をもって施行することとした。

今回の改正は、証券取引法の一部が改正され、外務員の登録事務の簡素化が図られたことに伴い、同規則についても同様の取扱いとする等所要の整備を図るために行ったものである。

本改正の趣旨・骨子及び改正部分の新旧対照表は、それぞれ以下のとおりである。

————— ○ ————— ○ —————

「協会の外務員の登録等に関する規則」（公正慣習規則第15号） 等の一部改正について

1. 改正の趣旨

証券取引法の一部が改正され、外務員の登録事務の簡素化が図られたことに伴い、別紙のとおり「協会の外務員の登録等に関する規則」（公正慣習規則第15号）及び同細則の一部を改正することとする。

2. 改正の骨子

- ① 登録申請書の記載事項、変更届出事項及び外務員登録原簿の登録事項等から、外務員の住所及び所属する営業所を削除することとする。 （規則第3条、第7条、第10条及び細則第2条）
- ② 会員の登録申請書等の提出先を本店の所在地を管轄する地区協会とする等その他所要の整備を図ることとする。 （細則第3条、第6条及び第8条）

3. 施行の時期

この改正は、平成15年4月1日から施行する。

「協会の外務員の登録等に関する規則」（公正慣習規則第15号）の一部改正について

下線部分変更

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(外務員の登録申請)</p> <p>第3条 協会は、前条第1項の規定により外務員の登録を受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を本協会に提出しなければならない。</p> <p>1 登録の申請を行う協会員（以下「登録申請協会員」という。）の商号及びその代表者の氏名</p> <p>2 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項</p> <p>イ 氏名、生年月日及び性別
(削る)</p> <p>ロ 役員又は従業員の別及び会員の従業員にあっては雇用の形態</p> <p>ハ 外務員の種類、外務員資格の取得の方法及び資格取得年月日</p> <p>ニ 外務員の職務を行ったことの有無並びに外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた証券会社又は登録金融機関（協会員以外のものを含む。第6条第1項第3号において同じ。）の商号又は名称及びその行った期間</p> <p>2 前項第2号ハの「外務員の種類」とは、従業員規則第2条に規定する「一種外務員」、「信用取引外務員」、「二種外務員」、「特別会員一種外務員」、「特別会員二種外務員」又は「特別会員四種外務員」の別をいう。
(削る)</p> <p>3 第1項の登録申請書には、登録を受けようとする外務員に係る履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面並びにその他細則で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>4 第1項の登録申請手続きについて、必要な事項は、細則で定める。</p> | <p>(外務員の登録申請)</p> <p>第3条 (同 左)</p> <p>1 登録の申請を行う協会員（以下「登録申請協会員」という。）の商号及びその代表者の氏名</p> <p>2 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項</p> <p>イ 氏名、生年月日、性別及び住所</p> <p>ロ 所属する営業所又は事務所の名称</p> <p>ハ (同 左)</p> <p>ニ (同 左)</p> <p>ホ 外務員の職務を行ったことの有無並びに外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた証券会社又は登録金融機関（協会員以外のものを含む。第6条第1項第3号において同じ。）及び営業所又は事務所の商号及び名称並びにその行った期間</p> <p>2 前項第2号ニの「外務員の種類」とは、従業員規則第2条に規定する「一種外務員」、「信用取引外務員」、「二種外務員」、「特別会員一種外務員」、「特別会員二種外務員」又は「特別会員四種外務員」の別をいう。</p> <p>3 第1項第2号ホに規定する事項については、当該事項を記載した書面を登録申請書に添付することにより登録申請書への記載に代えることができる。</p> <p>4 (同 左)</p> <p>5 (同 左)</p> |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(登録事項の変更等届出)</p> <p>第7条 協会員は、第5条第1項の規定により登録を受けている外務員について、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、遅滞なく、所定の様式によりその旨を本協会に届け出なければならない。</p> <p>1 第3条第1項第2号イからハまでに掲げる事項（会員の外務員については、ハに掲げる事項を除く。）に変更があったとき。</p> <p>2 証取法第28条の4第9号イからへの規定に該当することとなったとき。</p> <p>3 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなったとき。</p> <p>2 前項第3号の規定により届出を行おうとする協会員は、当該届出に係る外務員に従業員規則第10条に規定する証券事故がある場合には、当該届出の前に同規則第11条第1項に規定する事故顛末報告書を提出しなければならない。</p> <p>(登録事務に関する届出)</p> <p>第10条 本協会は、第5条第1項の規定による登録、第7条の規定による届出に係る登録の変更、第8条第1項の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は前条の規定による登録の抹消をした場合には、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類を当該外務員の所属する協会員の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に対して提出するものとする。</p> <p>1 当該外務員の所属する協会の商号又は名称</p> <p>2 当該外務員の氏名及び生年月日</p> <p>3 処理した登録事務の内容及び処理した年月日</p> <p>4 前号に掲げる登録事務の内容が職務の停止の処分又は登録の抹消である場合には、その理由</p> <p>付 則</p> <p>この改正は、平成15年4月1日から施行する。</p> | <p>(登録事項の変更等届出)</p> <p>第7条 (同 左)</p> <p>1 第3条第1項第2号イから二までに掲げる事項（会員の外務員については、二に掲げる事項を除く。）に変更があったとき。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>3 (同 左)</p> <p>2 (同 左)</p> <p>(登録事務に関する届出)</p> <p>第10条 本協会は、第5条第1項の規定による登録、第7条の規定による届出に係る登録の変更、第8条第1項の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は前条の規定による登録の抹消をした場合には、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類を当該外務員の所属する協会の営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に対して提出するものとする。</p> <p>1 当該外務員の所属する協会の商号又は名称及び営業所又は事務所の名称</p> <p>2 当該外務員の氏名、生年月日及び住所</p> <p>3 (同 左)</p> <p>4 (同 左)</p> |

『『協会の外務員の登録等に関する規則』に関する細則』の一部改正について

下線部分変更

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(登録原簿の記載事項)</p> <p>第2条 規則第2条第1項に規定する細則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>1 登録申請協会の商号</p> <p>2 外務員についての次に掲げる事項</p> <p>イ 氏名、生年月日及び性別
(削 る)</p> <p>ロ 役員又は従業員の別及び会員の従業員にあっては雇用の形態</p> <p>ハ 外務員の種類、外務員資格の取得の方法及び資格取得年月日</p> <p>ニ 外務員の職務を行ったことの有無並びに外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた証券会社又は登録金融機関（協会員以外のものを含む。）の商号又は名称及びその行った期間</p> <p>ホ 証取法第64条の5第1項の規定又は規則第8条第1項の規定により外務員の職務の停止の処分が行われたときは、その処分の日、理由及び期間</p> <p>(会員の登録申請等の手続き)</p> <p>第3条 会員は、規則第3条第1項の規定による登録申請書及び規則第7条の規定による変更等届出（以下「登録申請等」という。）は、<u>会員の本店の所在地を管轄する地区協会に提出するものとする。</u></p> <p>2 規則第3条第1項に規定する登録申請書の申請者は、<u>会員代表者とする。</u></p> | <p>(登録原簿の記載事項)</p> <p>第2条 (同 左)</p> <p>1 登録申請協会の商号</p> <p>2 外務員についての次に掲げる事項</p> <p>イ 氏名、生年月日、<u>性別及び住所</u></p> <p>ロ <u>所属する営業所又は事務所の名称</u></p> <p>ハ 役員又は従業員の別及び会員の従業員にあっては雇用の形態</p> <p>ニ 外務員の種類、外務員資格の取得の方法及び資格取得年月日</p> <p>ホ 外務員の職務を行ったことの有無並びに外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた証券会社又は登録金融機関（協会員以外のものを含む。）<u>及び営業所又は事務所の商号及び名称並びにその行った期間</u></p> <p>ヘ 証取法第64条の5第1項の規定又は規則第8条第1項の規定により外務員の職務の停止の処分が行われたときは、その処分の日、理由及び期間</p> <p>(会員の登録申請等の手続き)</p> <p>第3条 会員は、規則第3条第1項の規定による登録申請書及び規則第7条の規定による変更等届出（以下「登録申請等」という。）は、<u>当該登録申請等に係る外務員の所属する本店、支店その他の営業所の所在地を管轄する地区協会に提出するものとする。</u></p> <p>2 規則第3条第1項に規定する登録申請書の申請者は、<u>会員代表者とする。ただし、支店（営業所にあつては、当該営業所を管轄する支店とする。）の長が、当該支店その他の営業所に所属する外務員の登録事務に関し、当該会員を代表する者である旨の会員代表者の委任状をあらかじめ当該支店の所在地を管轄する地区協会に提出したときは、登録申請者は、当該支店の長とすることができる。</u></p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(審問等の手続き)</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 第1項の審問又は前項の聴聞は、会員代表者又は特別会員代表者の出席を求めて行うものとする。ただし、会員代表者又は特別会員代表者が出席できない場合には、<u>内部管理統括責任者又は内部管理統括補助責任者</u>（「協会の内部管理責任者等に関する規則」に規定する内部管理統括責任者又は内部管理統括補助責任者をいう。）を代理人とすることができる。この場合には、当該代理人が、当該審問又は聴聞について協会員を代表する者である旨の委任状を持参するものとする。</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>(登録申請書等の様式)</p> <p>第7条 規則第12条に規定する登録申請書その他の様式は、様式第1号から第8号により作成するものとする。</p> <p>(削 る)</p> <p>付 則</p> <p>この改正は、平成15年4月1日から施行する。</p> | <p>(審問等の手続き)</p> <p>第6条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 第1項の審問又は前項の聴聞は、会員代表者又は特別会員代表者の出席を求めて行うものとする。ただし、会員代表者又は特別会員代表者が出席できない場合には、<u>内部管理統括責任者若しくは内部管理統括補助責任者</u>（「協会の内部管理責任者等に関する規則」に規定する内部管理統括責任者又は内部管理統括補助責任者をいう。）<u>又は第3条第2項ただし書若しくは第4条第2項ただし書に規定する登録申請者（当該登録申請者と同等の権限を有する者を含む。）</u>を代理人とすることができる。この場合には、当該代理人が、当該審問又は聴聞について協会員を代表する者である旨の委任状を持参するものとする。</p> <p>4 (省 略)</p> <p>(同 左)</p> <p>(営業所コードの届出)</p> <p>第8条 <u>特別会員は、本協会が行う外務員の登録事務の円滑な処理に資するため、本店、支店及びその他の営業所又は事務所につき4桁の営業所コードを付番し、本協会に届け出るものとする。支店、営業所又は事務所の名称変更等があった場合も同様とする。</u></p> |